3　統括調査官、特別関税調査官、統括審理官、特別審理官及び総括情報管理官の各税関別定数は、次のとおりとする。

	統括調査官	特別関税調査官	統括審理官	特別審理官	総括情報管理官
函館税関	二人	一人	一人	一人	—
東京税関	四十一人	十人	十四人	二人	一人
横浜税関	十九人	六人	九人	四人	—
名古屋税関	十二人	五人	四人	三人	—
大阪税関	十六人	八人	九人	二人	—
神戸税関	十三人	七人	五人	五人	—
門司税関	五人	一人	六人	二人	—
長崎税関	三人	一人	一人	一人	—
合　計	百十一人	三十九人	四十九人	二十人	一人

（上席調査官及び調査官）

第三百三十七条　各税関を通じて調査部に、上席調査官二百三十五人以内及び調査官三百三十一人以内を置く。

［2・3　略］

（上席審理官及び審理官）

第三百三十八条　各税関を通じて調査部に、上席審理官九十七人以内及び審理官百四十四人以内を置く。

［2・3　略］

第三百四十三条　税関支署の名称、位置及び管轄区域は、別表第三のとおりとする。

［2～7　略］

8　東京税関成田税関支署及び大阪税関関西空港税関支署に、次長それぞれ五人を、東京税関羽田税関支署に、次長四人を、東京税関成田航空貨物出張所及び名古屋税関中部空港税関支署に、次長それぞれ三人を、東京税関大井出張所、横浜税関千葉税関支署、横浜税関本牧埠頭出張所、横浜税関川崎外郵出張所、名古屋税関清水税関支署、名古屋税関西部出張所、大阪税関南港出張所、神戸税関水島税関支署、神戸税関広島税関支署、神戸税関六甲アイランド出張所、神戸税関ポートアイランド出張所、門司税関下関税関支署、門司税関博多税関支署及び門司税関福岡空港税関支署に、次長それぞれ二人を、函館税関札幌税関支署、函館税関千歳税関支署、東京税関新潟税関支署、東京税関東京外郵出張所、横浜税関仙台塩釜税関支署、横浜税関鹿島税関支署、横浜税関川崎税関支署、横浜税関大黒埠頭出張所、名古屋税関四日市税関支署、大阪税関伏木税関支署、大阪税関大阪外郵出張所、神戸税関姫路税関支署、神戸税関境税関支署、門司税関徳山税関支署、門司税関大分税関支署、門司税関田野浦出張所及び長崎税関鹿児島税関支署に、次長それぞれ一人を置く。

［9・10　略］

3　統括調査官、特別関税調査官、統括審理官、特別審理官及び総括情報管理官の各税関別定数は、次のとおりとする。

	統括調査官	特別関税調査官	統括審理官	特別審理官	総括情報管理官
函館税関	二人	一人	一人	一人	—
東京税関	四十一人	十人	十三人	二人	一人
横浜税関	十九人	六人	九人	四人	—
名古屋税関	十二人	五人	四人	三人	—
大阪税関	十六人	八人	八人	二人	—
神戸税関	十三人	七人	五人	五人	—
門司税関	五人	一人	六人	二人	—
長崎税関	三人	一人	二人	—	—
合　計	百十一人	三十九人	四十八人	十九人	一人

（上席調査官及び調査官）

第三百三十七条　各税関を通じて調査部に、上席調査官二百二十五人以内及び調査官三百三十七人以内を置く。

［2・3　同上］

（上席審理官及び審理官）

第三百三十八条　各税関を通じて調査部に、上席審理官八十六人以内及び審理官百四十九人以内を置く。

［2・3　同上］

第三百四十三条　税関支署の名称、位置及び管轄区域は、別表第三のとおりとする。

［2～7　同上］

8　東京税関成田税関支署に、次長五人を、東京税関羽田税関支署及び大阪税関関西空港税関支署に、次長それぞれ四人を、東京税関成田航空貨物出張所及び名古屋税関中部空港税関支署に、次長それぞれ三人を、東京税関大井出張所、横浜税関千葉税関支署、横浜税関本牧埠頭出張所、横浜税関川崎外郵出張所、名古屋税関清水税関支署、名古屋税関西部出張所、大阪税関南港出張所、神戸税関水島税関支署、神戸税関広島税関支署、神戸税関六甲アイランド出張所、神戸税関ポートアイランド出張所、門司税関下関税関支署、門司税関博多税関支署及び門司税関福岡空港税関支署に、次長それぞれ二人を、函館税関札幌税関支署、函館税関千歳税関支署、東京税関新潟税関支署、東京税関東京外郵出張所、横浜税関仙台塩釜税関支署、横浜税関鹿島税関支署、横浜税関川崎税関支署、横浜税関大黒埠頭出張所、名古屋税関四日市税関支署、大阪税関伏木税関支署、大阪税関大阪外郵出張所、神戸税関姫路税関支署、神戸税関境税関支署、門司税関徳山税関支署、門司税関大分税関支署、門司税関田野浦出張所及び長崎税関鹿児島税関支署に、次長それぞれ一人を置く。

［9・10　同上］